

# 令和7年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年8月18日（月）  
高松サンポート合同庁舎  
北館7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池、高塚、元木  
労働者代表委員 川染、立石、土田、中村、三屋  
使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

- 議題（1）香川県最低賃金の改正決定について  
(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定  
最低賃金改正決定について（諮問）  
(3) その他

## ○賃金室長

それでは定刻より15分ほど遅くなりますが、ただ今から、令和7年度第4回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また、大変暑い中ご出席いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年度第4回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、平野委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として4名の方が傍聴されております。

議題の1につきましては、専門部会でさらに審議を重ねていただくことになり、行わなくなりましたので、本日は議題2から始めていただくことになりました。ご了承願います。

本日の資料としては、ただ今からお配りしますけれども、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）」をお配りしますので、確認いただけたらと思います。

それでは、籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

## ○籠池会長

そうしましたら、会議次第に沿って進めたいと思います。議題の（1）については、先ほど事務局よりご説明がありましたとおり、専門部会でさらに審議を進

めていただことになりましたので、本日は見合わせということになります。

議題（2）にまいります。「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）」についてであります。

事務局よりご説明をお願いします。

#### ○賃金室長

本件につきましては、令和7年8月6日の第3回本審におきまして、労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただき、同日、開催しました運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果がお手元の資料のとおり取りまとめられておりますので事務局からご報告申し上げます。

読み上げて報告させていただきます。

#### ○賃金指導官

それでは運営小委員会報告文を読み上げます。

令和7年8月6日

香川地方最低賃金審議会会長 箬池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 箬池信宏

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、令和7年8月6日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

2 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

3 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙の委員の方のお名前については、読み上げを省略させていただきます。

以上でございます。

#### ○籠池会長

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何かしらご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○籠池会長

よろしいですかね。そうしましたら、ただ今の報告文について、承認いただけ  
るかどうか確認したいと思います。ご承認いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○籠池会長

よろしいですかね。そうしましたら、運営小委員会報告についてご承認いただ  
きましたので、この内容で本審議会から労働局長あてに答申することとさせてい  
ただきます。

それでは、事務局から答申文（案）をお配りください。

(各委員に答申文（案）を配付)

○籠池会長

行き渡ったと思います。事務局の方で読み上げをお願いいたします。

○賃金指導官

それでは答申文（案）を読み上げます。

案

令和7年8月18日

香川労働局長 友住弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会会長 篠池信宏

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月6日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づ  
き貴職から諮問のあった「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械  
器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」及  
び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製  
造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記  
のとおりの結論に達したので答申する。

記

「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、  
「香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デ  
バイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、  
改正決定することを必要と認める。

以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。ただ今の答申文（案）につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○籠池会長

よろしいですね。そうしましたら、ご承認いただいたものとして、これを答申文として、労働局長に答申をいたします。

（籠池会長から労働局長へ答申文手交）

○労働局長

ただ今、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での効率的なご審議を経まして、速やかな答申をいただき誠にありがとうございました。

この答申を尊重いたしまして、特定最低賃金額の改正のご審議をお願いする「改正決定」の諮問をさせていただきたく存じます。

これら3業種に係る特定最低賃金につきましては、是非とも公労使委員の皆様方のご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

それでは、諮問文をお渡しいたします。

（労働局長から籠池会長に改正決定諮問文を手交）

○籠池会長

それでは、事務局から諮問文（写）を各委員に配付をお願いいたします。

（各委員に諮問文（写）を配付）

○籠池会長

そうしましたら、諮問文を事務局の方で読み上げをお願いいたします。

○賃金指導官

では、諮問文を読み上げます。

香労発基 0818 第1号

令和7年8月18日

香川地方最低賃金審議会会长 篠池信宏 殿

香川労働局長 友住弘一郎

## 最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）
  - 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）
  - 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）
- 以上です。

### ○籠池会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の諮問の内容につきまして、何かしらご意見、ご質問等はございますか。

（意見等なし）

### ○籠池会長

大丈夫ですね。そうしましたら、3つの業種の特定最低賃金につきまして、改正決定の諮問を受けることといたします。

この審議に当たりましては、専門部会を設置し、審議することとなります。この審議について事務局よりご説明をお願いいたします。

### ○賃金室長

本日、3つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第 25 条 2 項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項に基づき、3つの専門部会の委員の推薦公示を行います。

専門部会の委員については、推薦の締切りを令和 7 年 9 月 1 日（月）とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ 3 名ずつとし、昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会答申で示された運用方針（1（3）ロ）（「令和 7 年度最低賃金決定要覧」218 ページ）に基づき、3 名のうち少なくとも 2 名につきましては、関係する産業の代表の方にお願いすることになります。

また、本日、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条第 1 項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、令和7年9月1日（月曜日）までにお願いできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取としているところです。

以上です。

#### ○籠池会長

今ご説明がありましたように、3つの特定最低賃金について専門部会を設置すること、各専門部会の委員の推薦は令和7年9月1日（月）までに、関係労使の意見書の提出については令和7年9月1日（月）までにしていただくということです。そして、参考人の意見聴取の方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、以上でよろしいでしょうか。

（異議なし）

#### ○籠池会長

ありがとうございます。それでは、3つの業種につきまして、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での参考人の意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

議題（3）の「その他」に移りたいと思います。

各委員の方、事務局の方で何かございますか。

（各委員からの意見等なし）

#### ○賃金室長

特定最低賃金の各専門部会の委員の任命手続きが出来次第、メール等にて各専門部会の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力発生日については、令和7年12月15日（月）を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は令和7年10月15日（水）までにお願いすることとなります。

説明は以上です。

#### ○籠池会長

ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見はございますか。

（意見等なし）

#### ○籠池会長

大丈夫ですね。事務局の方で、その他何かありますか。

○賃金室長

冒頭お伝えしましたとおり、専門部会でさらに審議を重ねていただくことになりましたので、次回の本審は8月20日(水)の午後3時からこの702会議室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○籠池会長

ありがとうございます。それでは、以上をもって、本日の審議事項はすべて終えたということになりますが、他によろしいですね。

そうしましたら、これをもちまして第4回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——